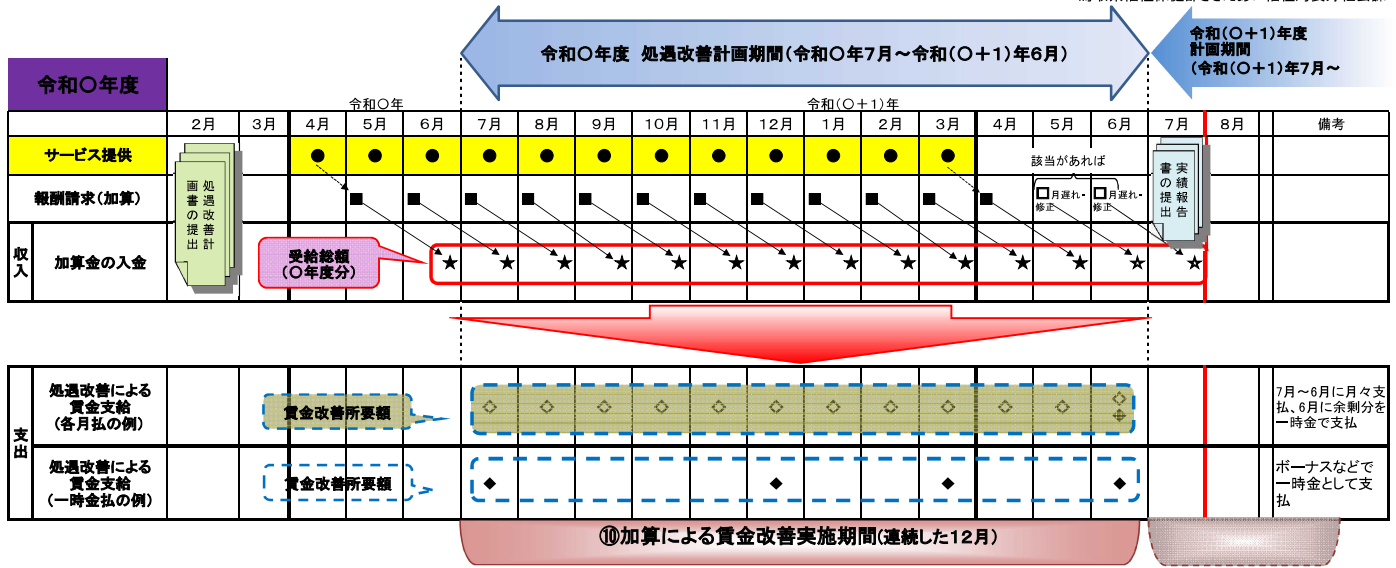


### 処遇改善加算実施期間の考え方(国保連からの振込後に実施する場合)

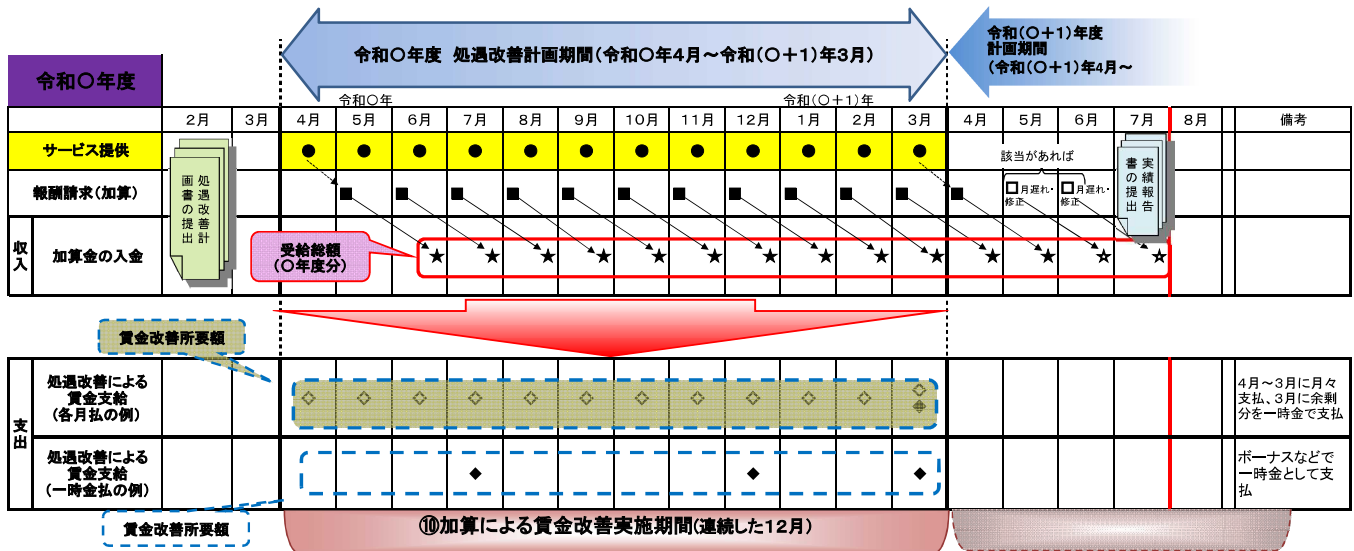
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課



- 注1 令和(0+1)年4月サービス提供分以降は翌年度(0+1)年度分とすること。
- 注2 令和0年4月~(0+1)年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は0年度分とすること。
- 注3 受給した処遇改善加算金は余剰金を発生させないよう、全額を該当の従業員に対して処遇改善金として支給すること。
- 注4 現行処遇加算と特定処遇改善加算の実施期間は、原則、同一にすること。

### 処遇改善加算実施期間の考え方(サービス提供期間と同じ期間に実施する場合)

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課



- 注1 令和(0+1)年4月サービス提供分以降は翌年度(0+1)年度分とすること。
- 注2 令和0年4月~(0+1)年3月サービス提供分の月遅れ請求、修正によって発生する加算金は0年度分とすること。
- 注3 受給した処遇改善加算金は余剰金を発生させないよう、全額を該当の従業員に対して処遇改善金として支給すること。
- 注4 現行処遇加算と特定処遇改善加算の実施期間は、原則、同一にすること。